

2024年度

ジェイアイコーポレーション 岐阜営業所 運輸安全マネジメントの取組み



はじめに

当社は、岐阜県において一般貸切旅客運送事業を展開しており、その最大の使命は、ご利用いただくお客様に「安心」「快適」を提供することであり、その根源において「安全は全てにおいて最優先する」を基本理念として掲げ、法令順守の下、安全運行への様々な取り組みを進めているところであります。

しかしながら、昨今のバス重大事故などを受けて、平成25年10月よりすべての貸切事業者への同一指針の「運輸安全マネジメント」の実施が義務付けとなり、会社規模問わず、運輸の安全性の向上の為、経営者から管理者、乗務員などすべての社員が一丸となり、国土交通省(国)の助言の下での取り組みを行うこととなりました。

これは、大型バス、中型バスや小型の車種、車両数を問わず同じ一般貸切旅客運送事業として、また、社の規模の大小問わず運送事業を営む者全ての「責務」と考えます。

当然ながら、弊社においてもこの取組を実施する事とし、過去の様々な事案を教訓として、より一層の安全への意識強化を図っていく所存です。

ここに、お客様より更なる信頼を頂き、より確固たるものにする事を最大の使命とするべく経営者自ら積極的に運輸安全マネジメントに取り組むことを誓約します。

これにより、社員全員が公平な相互理解と風通しの良い社風を作り、より一層、接客業、旅客運送業において必要なことを正しく理解し、また、何事においても広い視野と見識を持ち、自覚を持って発言・行動そして実践、研究、さらには追求をすることにより、より現実に即したサービスを全てのお客様に同じように提供できることを目指します。

また、その為に必要な設備投資、環境整備を惜しむことなく行っていく所存です

更に、昨今の業界事情を鑑み、社員・職員の高齢化や車両・施設の老朽化への対応、自然災害、テロ、感染症への対応等の課題に対して的確に対応することが今の貸切バス会社に求められる姿であり、対応しなくてはならない課題には率先して投資、ルール作りの構築を行っていく所存です。

また、この取り組みを、時代に即し、また、出来ることから一歩ずつ、着実、確実にかつ継続的に行うことにより、1年目より2年目、3年目と更なる進歩、成長を遂げ、それこそが「安全に直結した意義のある顧客満足度」に結びつくことを信じ、実践をしていくことを誓約します。

株式会社 ジェイアイコーポレーション
代表取締役
永井 宗

ジェイアイコーポレーション運輸安全マネジメントに関する取組みについて

ジェイアイコーポレーションは、代表取締役以下全社員が一丸となり、今一度初心に立ち返り、輸送の基本たる安全輸送に徹底することを使命とし、以下の通り取り組んで参ります

1. 安全に関する基本理念

<安全は全てに優先する>

我々は、御客様（ゲスト）を法令順守の下、「安全」に、かつ「安心」「快適」に輸送する（おもてなしをする）ことが最大の使命です

2. 輸送の安全に関する基本方針

1. 観光送迎問わず輸送サービスを提供するすべての場面においてお客様の安全を最優先します
2. 安全に関する各種法令・社内規則を順守します
3. 重大事故、飲酒運転、無免許運転、整備不良運転を撲滅します
4. 輸送の安全に関する費用および投資を積極的かつ効率的に行います
5. 輸送の安全に関する内部監査を行い、積極的な予防、問題点の抽出、改善を行います
6. 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修・管理・コミュニケーションの強化に努めます
7. 輸送安全に関する情報の連絡体制を確立し、よりスピーディかつ確実に必要な情報の共有に努めます
8. 旅行会社、輸送申込責任者様に輸送の安全に関する法令、規則、当社の施策を理解していただき、相互が密接に協力し輸送の安全と更なる向上に努めます
9. 経営トップが率先して安全への認識を常に持ち、安全輸送最優先の意識、行動、投資を徹底します

3. 2024年度の重点目標

～ 一暴十寒(いちばくじっかん) ～

- ① 安全運行・丁寧な接客を行う努力を惜しまない
- ② その努力を続け、怠ってしまわないようにすること
- ③ 短期間の努力はその後長期間怠れば努力が無駄になってしまう
- ④ 「その努力」を「当たり前」に日々継続的に行うこと
- ⑤ 「目配り・気配り・心配り」が「継続的に」できるようにする

4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 2023年度の状況は以下のとおりです

重点目標	達成状況
① 飲酒運転ゼロ	当該年度ゼロ (達成)
② 有責事故の抑止 (目標ゼロ)	有責事故ゼロ (達成)
③ 車内事故の抑止 (目標ゼロ)	当該事故ゼロ (達成)

(2) 2024年度に設定した目標は以下のとおりです

重点目標
① 飲酒運転ゼロ
② 有責事故の抑止 (目標ゼロ) … 保険対応事案の撲滅
③ 車内事故の抑止 (目標ゼロ)

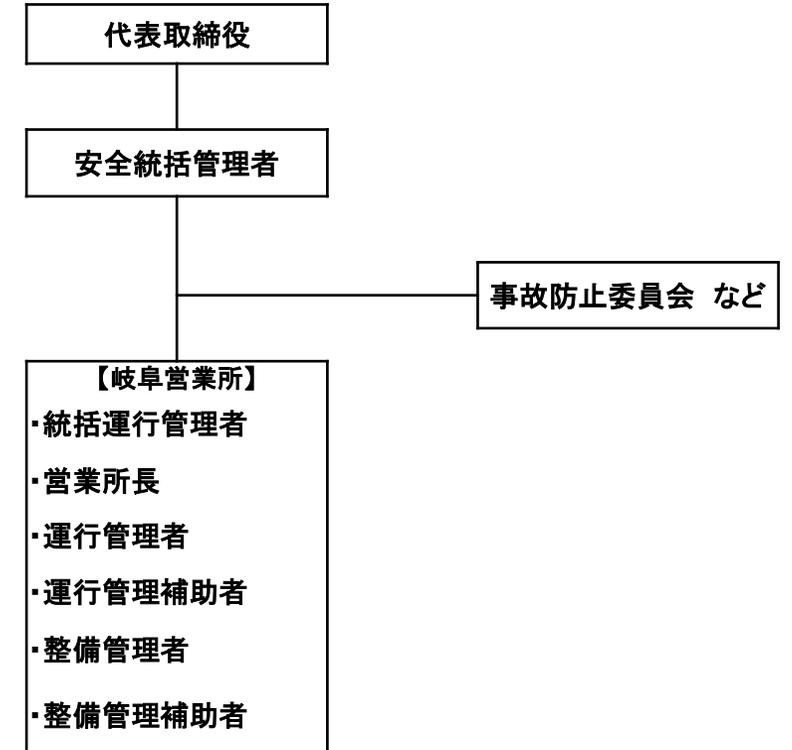
5. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(1) 2023年度の状況は以下のとおりです

類型別内訳	件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保険法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
合計	0件

6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(1) 運輸安全マネジメント組織図は以下のとおりです



7.輸送の安全に関する実績及び計画

(1) 2023年度の安全に関する重点施策に基づいた事故防止・安全推進計画の実施状況は以下の通りです
計画については次の通りです

(イ) 輸送の安全のために講じる措置

	名称	内容	結果
①	経営・管理者会議	定例会議での事故防止に関する報告、意見交換	実施
②	事故防止委員会	事故に関する情報共有および事故防止対策の検討、輸送の安全に関する各種計画の策定及び実行	実施
③	安全衛生委員会	災害や病傷防止にかかる協議や安全衛生に関する法令の励行	実施
④	事業部集会	全乗務員参加による輸送の安全に関する報告、意見交換など	実施
⑤	交通安全運動特別巡視	代表取締役、安全統括管理者による巡視、立会	実施
⑥	担当者現状視察	輸送の現状を管理者および顧客担当者とともに巡視、意見交換	実施
⑦	SAS検査の実施	健康起因事故を未然に防ぐ取組を実施	未実施
⑧	事故違反歴証明取得	各個人の事故違反歴の調査と個人ヒアリング。ヒヤリハット事案も提出し、運行状態の把握と未然防止、社員共有を図る	未実施
■⑨	車輜有事想定訓練	火災、テロ等緊急時、有事に対応できるよう訓練	実施

(ロ) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施計画（常時・適時・随時）（2022年度と同じ）

	名称	内容	結果
①	・初任者教育・高年齢、事故惹起者教育・貸切バス乗務訓練	新規採用時に「新人運転手教育カリキュラム」に基づいた実技訓練時間以上、座学講習時間以上の初任運転者教育を行い、貸切バスの乗務を開始する前に必要な養成訓練を実施 また、高年齢運転士、事故惹起者に対する特別診断を活用した指導教育を継続的に実施	実施
②	・非常・異常時対応訓練	事故、車両故障、バスジャックなどを想定した異常時対応訓練を実施	実施
③	・危険予知トレーニング	ドライブレコーダー、DVD、資料などの教材を活用し、定期的に危険予知トレーニングを実施	実施
④	・指定病院での健康診断の受診および産業医聴取による個人面談	定期健康診断の確実実施及び健康数値管理を行う 産業医によるアドバイスを基に個人面談ヒアリングを行い、高年齢ドライバー、持病のあるドライバーへの自己健康管理意識を持たせることにより安全輸送に直結した身体作り、生活を行う	実施
⑤	・年間乗務員指導計画書に基づく教育MTGの実施及び安全衛生委員会等の開催	年間乗務員指導計画に則り、各乗務員へ運行管理や外部機関が講師となり、「事故防止」「法令・規則遵守」「健康管理」「季節事案」の各項目より個別のテーマを決めて座学によりMTGを行っています。 「安全運輸マネジメント」に則し、定期的に危険防止、健康管理などについてのMTGを実施し、問題の早期発見、早期改善を行うようにしております。 (定期研修は2023年度は年2回実施予定)	実施

2024年度 輸送の安全に関する実績及び計画

(1) 2024年度の安全に関する重点施策に基づいた事故防止・安全推進計画の実施計画は以下の通りです

(イ) 輸送の安全のために講じる措置

(ロ) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施計画
(常時・適時・随時) (2022年度と同じ)

	名称	内容
①	経営・管理者会議	定例会議での事故防止に関する報告、意見交換
②	事故防止委員会	事故に関する情報共有および事故防止対策の検討、輸送の安全に関する各種計画の策定及び実行
③	輸送管理者会議	協力会社含めた運行会社全体での輸送の安全への報告、意見交換
④	事業部集会	全乗務員参加による輸送の安全に関する報告、意見交換など
⑤	交通安全運動特別巡視	代表取締役、安全統括管理者による巡視、立会
⑥	担当者現状視察	輸送の現状を管理者および顧客担当者とともに巡視、意見交換
⑦	SAS検査の実施	健康起因事故を未然に防ぐ取組を実施
⑧	事故違反歴証明取得	各個人の事故違反歴の調査と個人ヒアリング。ヒヤリハット事案も提出し、運行状態の把握と未然防止、社員共有を図る
⑨	安全設備更新、導入	より安全性の高い装置、設備への更新や導入を図る

	名称	内容
①	・初任者教育・高齢、事故惹起者教育・貸切バス乗務訓練	新規採用時に「新人運転手教育カリキュラム」に基づいた実技訓練時間以上、座学講習時間以上の初任運転者教育を行い、貸切バスの乗務を開始する前に必要な養成訓練を実施 また、高齢運転士、事故惹起者に対する特別診断を活用した指導教育を継続的に実施
②	・非常・異常時対応訓練	事故、車両故障、バスジャックなどを想定した異常時対応訓練を実施
③	・危険予知トレーニング	ドライブレコーダー、DVD、資料などの教材を活用し、定期的に危険予知トレーニングを実施
④	・指定病院での健康診断の受診および産業医聴取による個人面談	定期健康診断の確実実施及び健康数値管理を行う 産業医によるアドバイスを基に個人面談ヒアリングを行い、高齢ドライバー、持病のあるドライバーへの自己健康管理意識を持たせることにより安全輸送に直結した身体作り、生活を行う
⑤	・年間乗務員指導計画に基づく教育MTGの実施及び安全衛生委員会等の開催	年間乗務員指導計画に則り、各乗務員へ運行管理や外部機関が講師となり、「事故防止」「法令・規則遵守」「健康管理」「季節事案」の各項目より個別のテーマを決めて座学によりMTGを行っています。 「安全運輸マネジメント」に則し、定期的に危険防止、健康管理などについてのMTGを実施し、問題の早期発見、早期改善を行うようにしております。 (定期研修は2023年度は年2回実施予定)

2024年度 輸送の安全教育に関する計画に基づいた予算

生活習慣病検診・SAS 検査費用	100,000円
外部機関による講習・研修費	100,000円
外部評価機関による運輸安全マネジメント評価	570,000円
運転適性診断（NASVA等）	50,000円
非常時・緊急時に関する講習会参加費	200,000円
法令改正に伴う安全対策機器（アルコールチェッカー・点呼時管理など）	1,000,000円

7.情報伝達およびコミュニケーションの確保

輸送の安全を確保するため必要な様々な情報伝達やコミュニケーションの確保に関する取組を行います

(1) 輸送の安全に関する情報の伝達

代表者等は、輸送の安全に関する情報が随時、適切に会社内部に伝わるようにするとともに、現場の課題などを随時、適切に把握する

- ・ 情報伝達の仕組の構築、運用
- ・ 情報共有の仕組の構築、運用
- ・ 利用者及び関係者に対してその不適切な行動が輸送の安全確保に影響を及ぼす恐れがあること等についての安全啓発運動を契約先やグループ全体で連携し、適時適切に実施し、不適切行動などの抑制、改善を行う
- ・ 必要に応じて、委託先事業者や契約先とも情報伝達を行う

(2) 情報伝達およびコミュニケーションにおいて明らかになった課題等について、必要な措置を実施し、見直しを行う

(3) 関係法令に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する

8.事故情報等の収集・活用

事故の再発防止または未然防止を図るため、以下の取り組みを行います

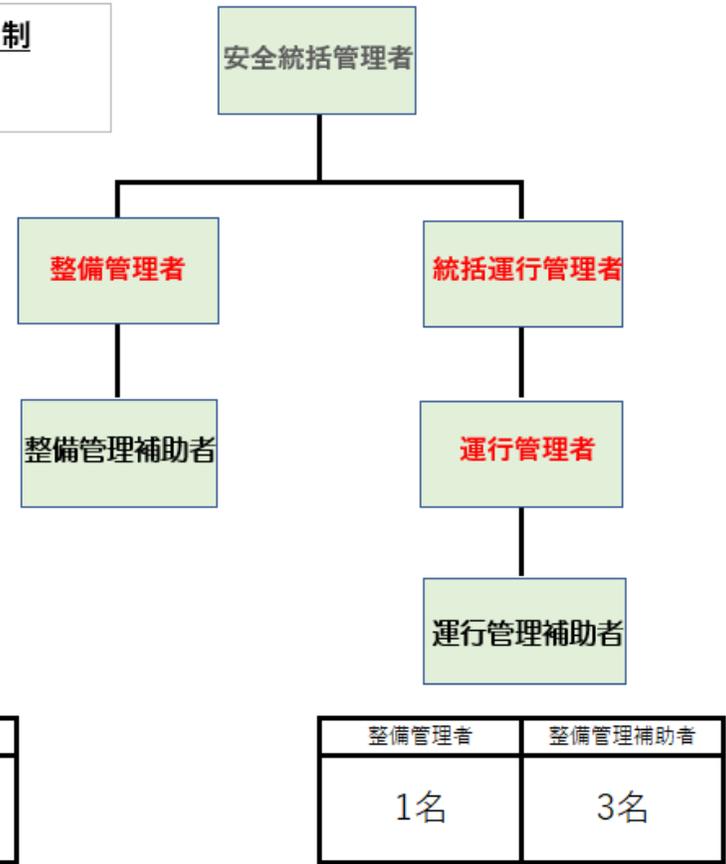
また、必要に応じて、情報の分類・整理・対策の検討及び効果把握・見直しにはグループ及び社外機関等を活用する事もあります

- (1) 事故が発生した場合は、代表者にもその情報を適時適切に報告をする
- (2) 代表者は、自ら又は安全統括管理者に対する指示で報告を受けた事故について、原因の究明を行ったうえで、再発防止策を検討し実施をする
- (3) 代表者は実施した対策について、その効果を把握し、必要に応じて対策の見直しを行う
- (4) 代表者は、自らまたは安全統括管理者に指示するなどして、必要に応じ、現場からの「ヒヤリ・ハット情報」を収集し、事故防止のために適切な対応策を講じる。また、報告、情報提供の重要性を会社内部にも周知し、理解を求め、自発的な報告に対する不利益、ハラスメントなどは生じないように配慮を行う

輸送の安全に関する組織体制 及び指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制 及び指揮命令系統

2023年4月1日現在

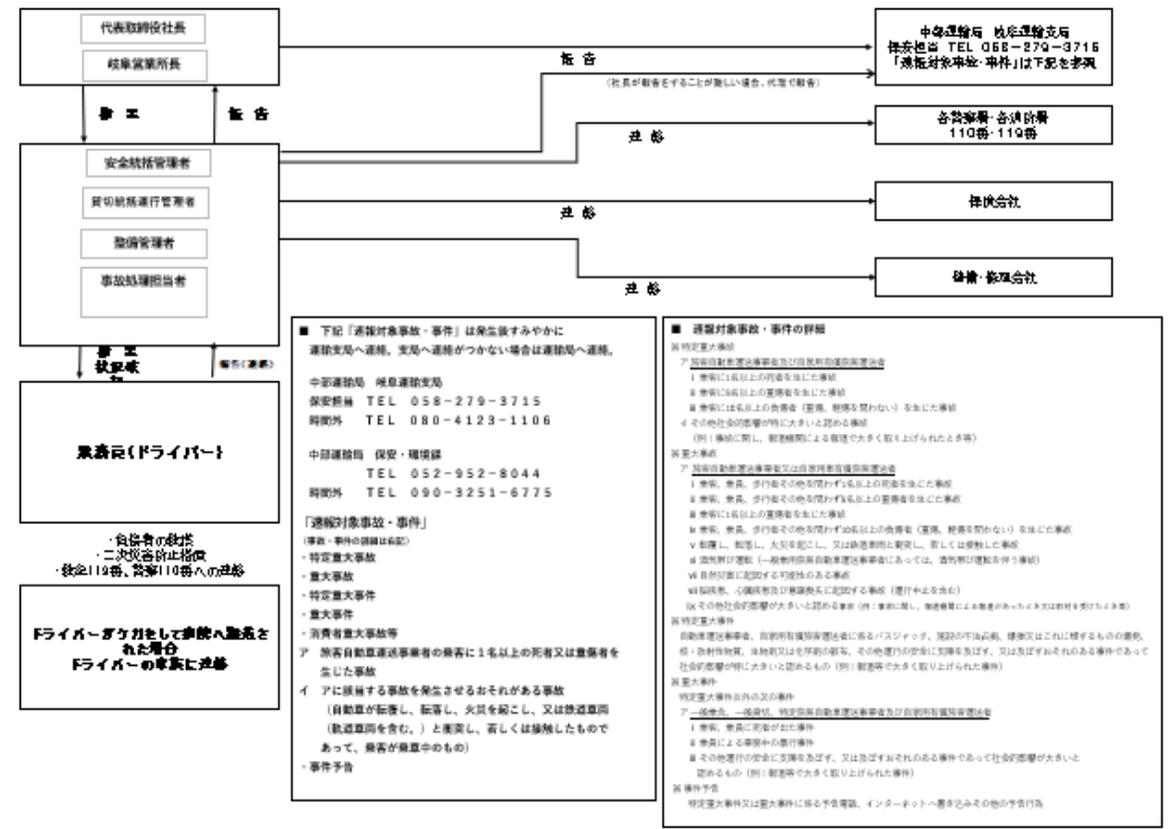


2024年4月現在

重大事故・事件発生時の緊急連絡

事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

ジェイアイコーポレーション 岐阜営業所



8.事故情報等の収集・活用

事故の再発防止または未然防止を図るため、以下の取り組みを行います

また、必要に応じて、情報の分類・整理・対策の検討及び効果把握・見直しにはグループ及び社外機関等を活用する事もあります

- (1) 事故が発生した場合は、代表者にもその情報を適時適切に報告をする
- (2) 代表者は、自ら又は安全統括管理者に対する指示で報告を受けた事故について、原因の究明を行ったうえで、再発防止策を検討し実施をする
- (3) 代表者は実施した対策について、その効果を把握し、必要に応じて対策の見直しを行う
- (4) 代表者は、自らまたは安全統括管理者に指示するなどして、必要に応じ、現場からの「ヒヤリ・ハット情報」を収集し、事故防止のために適切な対応策を講じる。また、報告、情報提供の重要性を会社内部にも周知し、理解を求め、自発的な報告に対する不利益、ハラスメントなどは生じないように配慮を行う
- (5) 代表者は、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、他の事業者の「ヒヤリ・ハット」情報についても積極的に集め、事業者自らの事故防止に活用する
- (6) 自動車事故報告規則に定める事故があった場合には、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。また、それ以外の事故案件にあっても、必要に応じ関係機関へ報告、相談などを積極的に行う
- (7) 収集した「ヒヤリ・ハット」情報については、必要に応じて分類整理し保管を行うとともに、対策の立案、実施に役立てるとともに、回数の多い類似案件については都度対策を検討し、実施していく
- (8) 情報については、必要に応じ委託事業者へも共有を図り、事故防止、抑制へ努める
- (9) 契約保険会社への事故の集計や分析を依頼することにより、外部専門機関の見解、アドバイスを得て、更なる再発防止に繋げる
- (10) ヒヤリ・ハット報告用紙の作成及びドライブレコーダーを活用した詳細情報の収集
- (11) ヒヤリ・ハットを処分対象にしない事の社内規定化及び効果的対策実施者に対しては表彰制度などの創設を計画

9. 教育・訓練等の取組

経営管理部門及び技能要員に対する必要な教育・訓練の実施、重大な事故等への対応・体制の整備、関係法令などへの遵守状況の確認など、輸送の安全を確保するために必要な以下の取り組みを行います

- (1) 輸送の安全に関わる者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるために必要な教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は適宜振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う。また、教育、訓練の実施に当たっては、必要に応じ認定機関のセミナーや講習会を活用する
- (2) 運転士や運行管理者、整備管理者など現業実施部門のすべての社員、職員に対し、必要な能力の習得及び技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施する
また、実施後は適宜、振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う
- (3) 重大事故・自然災害等が発生した場合の対応方法の策定、その周知と共に実地想定訓練を実施する
- (4) 輸送の安全に必要な関係法令、通達及び事業者で定める規則を遵守するとともに、代表者等はそれらの遵守状況を定期的に確認する

2023年度教育取組状況

- 2023年度においては以下の取り組みを実施しております

① 乗務員教育・訓練（8月・3月等実施）



2023年乗務員教育（後期）



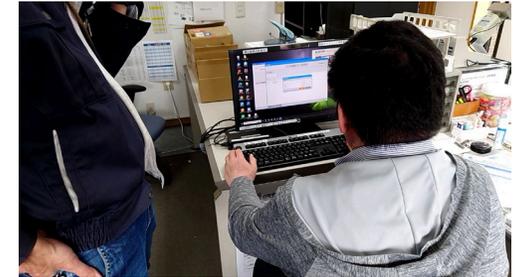
路上教習勉強会 3月実施



協力会社合同研修会



車いす対応訓練



2024年法改正、運行管理者勉強・訓練会

② 運行管理者・整備管理者講習の受講・管理者の養成

- 運行管理者補助者： 1名講習受講、補助者選任
- 運行管理者試験： 4名受験（合格1名）

2024年度教育取組目標

・ 2024年度においては以下の取り組みを実施を予定しております

- ① 乗務員教育・訓練（8月・3月実施予定）
- ② 運行管理者・整備管理者講習の受講・管理者の養成
- ③ 外部機関などを利用した整備講習
- ④ 外部機関などを利用した運転技能講習
- ⑤ 外部機関などを利用したマナー講習

10. 点検及び見直し・改善

輸送の安全確保に向け、定期的に安全管理の取り組み状況を点検し、把握した問題点を改善することを重要と捉え、以下の取り組みを行います

- (1) 代表者は、安全統括管理者やほかの社員職員に指示をして、年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取り組み状況を点検させ、その結果を報告させることとする（内部監査の実施）
- (2) 点検の結果、安全管理体制に問題があった場合は、必要な見直し、改善を速やかに行う
- (3) 日常業務で明らかになった課題、問題に対しても継続的かつ可及的速やかに見直し、改善を行う
- (4) 点検結果については総括を行い、その結果を踏まえて次年度安全目標の見直し・改善を実施し、将来の取り組みに活用を図るものとする
- (5) 安全管理体制を構築・改善するために作成した文章類や安全管理体制の運用結果を残すために作成した記録類を適切に管理又は維持する。また、当該記録にかかる担当者の異動、退職等があっても適切にルールの記事化・管理をする

2023年度内部監査の結果

項目	要改善項目数
(1) 規則帳票類の整備	1
(2) 運行関係	1
(3) 異常気象時における措置	1
(4) 過労防止	0
(5) 休憩場所及び仮眠宿泊施設	0
(6) 車両管理	0
(7) 健康管理	0
(8) 乗務員の指導教育	0
(9) 苦情処理	0

- 社内監査規定に沿って行われた内部監査の結果は左の通りです

改善項目については、対応を図り、早急に改善をしていきます

11. その他

長期計画的取り組みとして

(1) 貸切バス事業者安全性評価認定制度 (SAFTY BUS) 一つ星取得

安全性に対する取組状況等を評価・認定する制度である制度のまずは一つ星取得に向けた取り組みを本年度も行ってゆきます
令和8年度年度までの取得を目指します

(2) 運輸マネジメント評価受診

貸切バス事業者安全評価認定制度の評価取得に向け、取得前に運輸マネジメント評価の受診を行って積極的な問題点の抽出、改善に努めます (本年度受診予定)

(3) 作業の効率化・帳票類の整備管理、先端化

法令に則った書類の作成、管理、保管を行うべくデジタルタコグラフや飲酒検知機器等設備を導入・更新をすることにより、乗務員・運行管理双方の作業の効率化を図り、厳正な管理や教育指導に役立てていきます (本年度も継続)

- ・ 2023年度の弊社の安全情報については (外部公開用)

国土交通省の自動車総合安全情報

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/bus/cgi-bin/search.cgi>

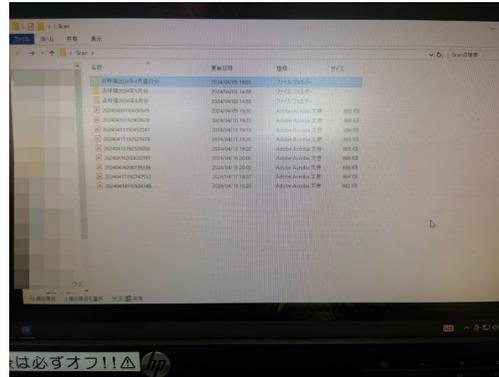
にて検索願います

令和5年10月交付、令和6年4月施行 改正省令対応状況

(貸切バスの安全性向上に向けた対策関係)

(1) 輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長 (運輸規則第7条の2、第24条、第25条、第26条及び第28条の2関係)

- ・ 運行引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録、運行記録計による記録及び運行指示書についての保存を3年へ延長 → **既対応済**
- ・ 点呼の記録については電磁式方法による記録の義務付け → **既存点呼簿を日々業務終了後に電磁式方法にて記録する方法に変更対応済**



点呼用パソコンにてPDFファイル
で点呼簿を保存

(2) 動画による点呼記録の保存の義務付け（運輸規則第24条関係）

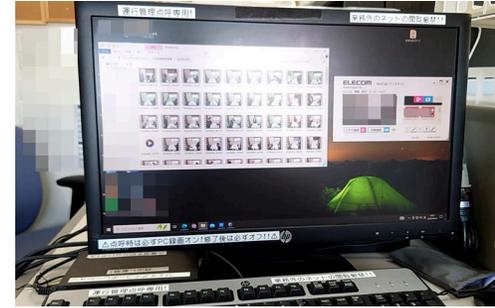
動画による点呼記録の3か月の保存の義務付け → **点呼撮影用カメラ及び記録アプリ、記録媒体の購入～セッティングにより対応済**



点呼時撮影用カメラ



点呼時撮影用カメラ（予備）



点呼時記録媒体・アプリ

(3) デジタル式運行記録計の装着義務付け（運輸規則第26条関係）

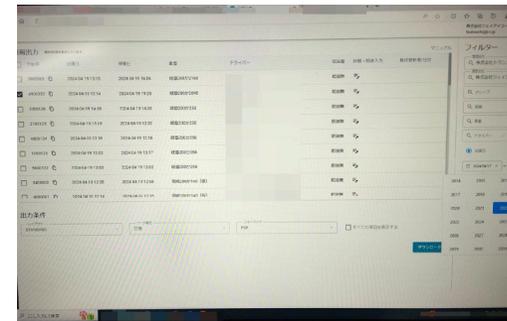
デジタル式記録計により記録及び保存の義務付け → **全車デジタル式記録計導入済、デジタコ記録作業の徹底を乗務員に指導済、運行管理者へデジタコ記録の保存の指導済（当面、補足記録としてアナタコ併用）**



車両側装着機器（例）



運行記録帳票（例）



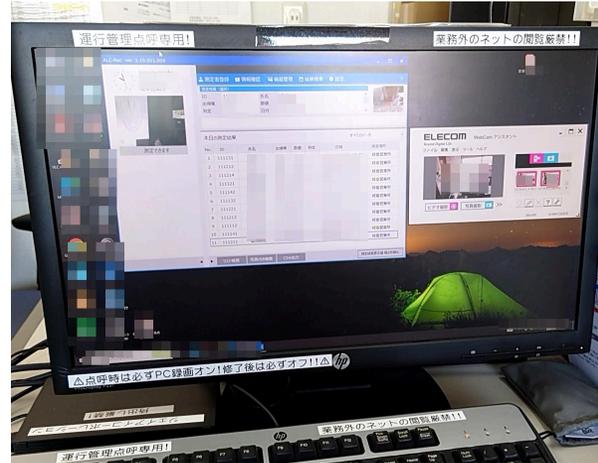
管理側PC画面（例）

(4) アルコール検知器性能要件の強化（アルコール告示関係）

「運転者がアルコール検知器を使用した際の記録画像を保存する機能を性能要件に追加」
所要の規定の整備を行う → **対応機器導入済、運行管理規定などに補足追加済**



検知器本体・カメラ



運行管理側確認管理画面・保存機器

(5) 安全取り組みの公表内容の拡充（報告事項通達別紙関係）

インターネットで公表する必要がある項目として運転者に対して行う安全運転の実技指導の追加 → **以下の通り**

2023年度に入社した乗務員に対する初任指導の記録は以下のとおりです

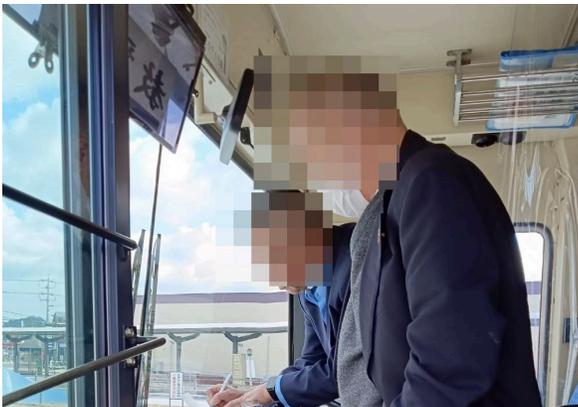
入社日	実施日程	経路	車種区分	実技指導の具体的内容	添乗者の指導歴
9/27	9/27	R4 1等一般道及び高速道路	大型	長時間運転と高速運転・坂路走行、狭隘部、曲線走行と動作確認など	2名添乗
	9/28	R21～堤防道路など	大型	一定速度保持、狭隘部走行等	1名添乗
	9/29	実運行路線	大型	市街地走行、実運行路線習熟	1名添乗
	9/30	R21など	大型	長時間運転、運転基本動作の確認	2名添乗
	10/2	実運行路線	大型・中型	路線最終確認・見極め	2名添乗

入社日	実施日程	経路	車種区分	実技指導の具体的内容	添乗者の指導歴
11/16	11/16	実運行路線・回送ルートなど	大型	車両に慣れる、運転基本動作の確認	1名添乗
	11/17	実運行路線・長時間運転	大型・中型	一定速度保・悪天候時の運転等	1名添乗
	11/18	R23等一般道及び高速道路	大型	長時間運転と高速運転・坂路走行、狭隘部、曲線走行と動作確認など	2名添乗
	11/21	実運行路線	大型	路線最終確認・見極め	2名添乗

入社日	実施日程	経路	車種区分	実技指導の具体的内容	添乗者の指導歴
3/1	3/4	実運行路線	中型	基本コースの習熟・中型車に慣れる	1名添乗
	3/6	実運行路線	大型	路線の習熟・基本動作の正確実施	1名添乗
	3/7	実運行路線	大型	運行路線習熟・担当車両感覚の確立	1名添乗
	3/8	実運行路線	大型	回送ルート、迂回ルートの学習	1名添乗
	3/11	実運行路線	大型	最終見極め・デジタコなど機器の習熟など	1名添乗
	3/12	R41等	大型	長時間運行訓練・坂路・狭隘部・曲線道路の運転	1名添乗
	3/13	実運行路線等	大型	担当車両習熟・追加訓練	2名添乗
	3/14	再見極め・最終確認	大型	最終見極め	1名添乗

入社日	実施日程	経路	車種区分	実技指導の具体的内容	添乗者の指導歴
3/16	3/18	実運行路線・回送ルートなど	大型	車両に慣れる、運転基本動作の確認	1名添乗
	3/19	実運行路線	大型	運転基本動作の確認	1名添乗
	3/21	実運行路線	大型		1名添乗
	3/22	実運行路線	大型	路線の習熟・基本動作の正確実施	1名添乗
	3/25	R41～R19等	大型	長時間運転・坂路・狭隘部・曲線道路の運転	1名添乗
	3/26	R23～R41等	大型	市街地走行・長時間運転訓練	2名添乗
	3/28	実運行路線	大型	運行路線習熟・担当車両感覚の確立	1名添乗
	3*29	実運行路線	大型	最終見極め・デジタコなど機器の習熟など	1名添乗

初任者教育の様子（2023年度入社者）



デジタコなど機器操作指導



運転添乗指導



ヒヤリハット・ドライブレコーダー指導

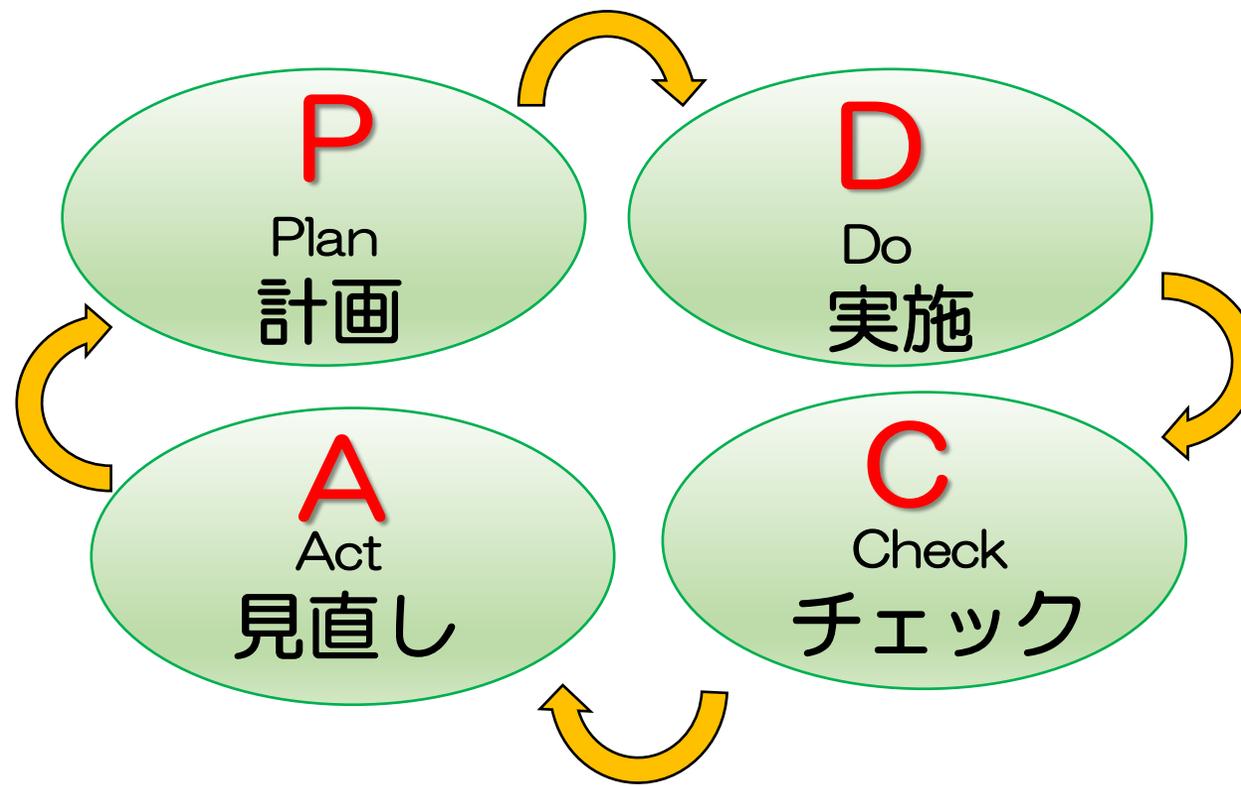


座学教育



運行後、タコグラフなどを用いて振り返り教育

9. 最後に



計画を立て、それを実施し、それをチェックし、見直しを行ってその結果を次の計画へ活かしていく事によって、安全性の向上が進められていくこと～安全に対する努力を日々惜しまず、会社トップ以下一人一人が安全を最優先に考え、安全に対する取組を進めてまいります